



中国会計税務実務

2020年第34号

今回のテーマ：印紙税の課税範囲や税率について

中国では、日本と同じく売買契約書の締結や請負契約書の締結において、印紙税が課せられる。一方で、中国と日本とでは、印紙税の課税範囲については様々な違いも見られる。

そこで今号では中国の印紙税の課税範囲や税率等について簡単に説明する。

主な内容：

税率または税額	税目	範囲	課税対象	納税義務者	備考
0.3‰	売買契約書	供給、購入予約、購入、購入と販売の組合せや連携、補償、交換などの契約	取引額	契約者	-
	建築据付工事請負契約書	建築や据付工事の請負契約	請負額	契約者	-
	技術契約書	技術開発、譲渡、コンサルティング、サービスなどの契約	記載金額	契約者	-
0.5‰	加工請負契約書	加工、オーダーメイド、修繕、修理、印刷、広告、測量、検査などの契約	加工あるいは請負収入	契約者	-
	建設工事地質調査設計契約書	地質調査、設計契約	請求額	契約者	-
	貨物運送契約書	民間航空、鉄道運送、海上運送、河川運送、道路運送などの契約	運送費請求額	契約者	-
	権利譲渡文書	所有権や著作権、商標権、特許権、独自技術使用权などの権利譲渡文書	記載金額	文書締結者	-
1‰	財産賃貸契約書	不動産、船舶、飛行機、車両、機械、器具、設備などの賃貸契約	賃貸料	契約者	印紙税税額が1元未満である場合、1元の印紙を貼付する。
	倉庫（貯蔵）保管契約書	倉庫（貯蔵）保管契約	倉庫（貯蔵）保管費請求額	契約者	-
	財産保険契約書	財産、責任、保証などの保険契約	保険料収入	契約者	-
	証券取引	・A株、B株譲渡文書 ・全国中小企業株式譲渡システムを通じて行う、売買、相続、贈与などの株式譲渡文書	取引金額	譲渡者	-

税率または税額	税目	範囲	課税対象	納税義務者	備考
0.05%	金銭消費貸借契約書	銀行その他金融機関と借入契約者（銀行間のコール・ローンは除く）との貸借契約、ファイナンスリース契約（セール・アンド・リースバックを含む）	借入金額またはリース料記載総額	契約者	2018年1月1日から2020年12月31日まで、金融機関と小型企業・薄利企業との間で締結する金銭消費貸借契約に係る印紙税については徴収が免除される。 セール・アンド・リースバックにおいて、借手・貸手がそのリース資産を売却あるいは、そのリース資産を買い戻すために締結する契約における印紙税については徴収が免除される。
0.5% または 5 元	営業帳簿	生産経営用の帳簿	資金記載帳簿：払込資本金と資本積立金の合計額。 その他の帳簿：一件毎	帳簿開設者	・2018年5月1日より、0.05%の税率で印紙を貼付する資金帳簿については、印紙税を半減のうえ徴収する。 ・2018年5月1日より、一件毎に5元の印紙を貼付してきたその他の帳簿については、印紙税の徴収が免除される。
5 元	権利証、許可証明書	政府部門が発行した不動産（家屋）所有権利証、工商営業許可書、商標登録証、特許証、土地使用証	一件毎	受領者	-

注：契約書として使用する証憑や倉庫伝票などに対して印紙税を徴収する。

お見逃しなく：

- 納税額が1角(=0.1元)未満である場合については、印紙税が免除される。納税額が1角以上である場合は、四捨五入のうえ印紙税を徴収する。
- 納税額が多額あるいは頻繁に印紙を貼付する場合、納税者は税務機関に申請のうえ、印紙税（一括）納付書を印紙として貼付する、あるいは一定の期間分をまとめて印紙税を納付することができる。
- 印紙を貼付した後に、金額の変更があった場合、その増額分に対して印紙を貼付することとなる。
- 印紙を過小貼付あるいは貼付していない場合、税務機関は期限以内に是正することを命じ、20倍以下の罰金を科すことができる。
- 税務機関は、消印していない印紙に対しては、10倍以下の罰金を科すことができる。
- 税務機関は、重複使用した印紙に対しては、30倍以下の罰金を科すことができる。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com